

報告第 1 4 号

下水道事業会計予算の繰越しについて

地方公営企業法(昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号)第 2 6 条第 3 項の規定により、
翌年度に繰越して使用できる経費について別紙計算書のとおり報告する。

令和 6 年 6 月 7 日提出

市川市長 田 中 甲

令和5年度市川市下水道事業会計

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

会計名	款	項	事業名	予算計上額	支払義務額	翌年度繰越額
下水道事業会計	資本的支出	建設改良費	下水道施設長寿命化対策事業	円 64,000,000	円 0	円 64,000,000
			公共下水道整備雨水事業	235,008,290	138,014,260	59,000,000
			公共下水道整備汚水事業	5,474,430,990	1,998,319,610	3,396,296,880
			西浦下水処理場建設費負担金	253,035,000	84,258,149	168,776,851

予算繰越計算書

左の財源内訳				不用額	説明
企業債	国庫補助金	負担金	損益勘定 留保資金等		
円	円	円	円	円	
49,100,000	14,900,000	0	0	0	対象工事において、当初入札が不調となったことから契約時期に遅れが生じ、年度内の完成が見込めないため繰り越すもの。
49,600,000	0	9,330,000	70,000	37,994,030	他企業管の移設等に係る補償金において、協議及び調整に不測の日数を要し、年度内の完成が見込めないため繰り越すもの。
2,587,500,000	676,550,000	96,743,867	35,503,013	79,814,500	対象委託・路面復旧・工事において支障物等の対応に不測の日数を要し、年度内の完成が見込めないため繰り越すもの。 また、他企業管の移設等に係る補償金において、協議及び調整に不測の日数を要し、年度内の完成が見込めないため繰り越すもの。
168,600,000	0	0	176,851	0	本市が建設費の一部を負担する船橋市の西浦下水処理場建設事業において、年度内の完成が見込めないため繰り越すもの。